二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　重阪最終処分場拡張事業
種類　産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
規模　十二、八ｈａ
三、対象事業実施区域
奈良県御所市大字重阪三二九番地他四十八筆
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
奈良県御所市、奈良県五條市、奈良県吉野郡大淀町
五、方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県御所市クリーンセンター環境政策課、奈良県五條市生活環境課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、株式会社南都興産本社内受付
平成二十七年三月三十一日（火）から
平成二十七年四月三十日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前九時から午後五時
（会場によっては異なる場合があります。）
縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本方法書及び方法書要約書をご覧いただけます。
http://www.nanto.co.jp
六、意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、左記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。
㈠　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
㈡　意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由
その他必要事項
用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。
提出方法　郵送または持参による。
七、意見書の提出期限及び提出先
提出期限　平成二十七年五月十四日（必着）
提出先　〒六三九―二二七二　奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一　株式会社南都興産　浅田　大輔
平成二十七年三月三十一日
奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一
株式会社南都興産
代表取締役　谷　盛巖

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価方法書の説明会開催の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という）を作成しましたので同条例第七条の二の規定に基づく説明会を次のとおり開催する事を公告します。
一、事業者の氏名及び住所
名称　株式会社南都興産
代表者の氏名　谷　盛巖
主たる事務所の所在地
奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一
二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　重阪最終処分場拡張事業
種類　産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
規模　十二、八ｈａ
三、対象事業実施区域
奈良県御所市大字重阪三二九番地他四十八筆
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
奈良県御所市、奈良県五條市、奈良県吉野郡大淀町
五、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
日時　平成二十七年四月十二日（日）
午後二時から午後三時
場所　御所市産業振興センター中研修室
奈良県御所市元町一番地の一
近鉄御所駅南側の国道二十四号御所駅南信号を西へ向かい、二つ目の信号を北へ約一〇〇〇メートル。
六、お問い合わせ先
〒六三九―二二七二　奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一　株式会社南都興産　浅田　大輔
電話　〇七四五―六四―〇〇一〇
（土曜日、日曜日を除く午前九時から午後五時まで）
平成二十七年三月三十一日
奈良県御所市蛇穴四〇六番地の一
株式会社南都興産
代表取締役　谷　盛巖

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
一　和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表第一及び別表第二に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、有田市、岩出市、海草郡、有田郡の区域に存する団地及び長山団地
三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
ロ　県営住宅等の修繕に関する業務、その他イに付随する業務
四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
和歌山市十三番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　下　宏

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
高知県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等
三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務
㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務
四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔

日高村営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
一　日高村に代わって村営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の管理を行う者
高知県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う村営住宅等
日高村営住宅の設置及び管理に関する規則（昭和四十二年二月二十七日規則第一号）別表に掲げる村営住宅のうち西ノ越住宅、国岡団地Ａ棟、国岡団地Ｂ棟、馬越団地、夢団地及び清水田団地
三　一で定める者が行う村営住宅等の管理の内容
㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務
㈡　村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務
四　一で定める者が村営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
平成二十七年三月三十一日
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年三月三十一日
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目一四番一八号
株式会社福岡建設会館
代表取締役社長　松本　優三

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　　株式の種類及び数
久保　真　福岡県福岡市平尾山荘通一丁目六八四　取得条項付株式　二〇株